

## 6.12 廃棄物等

### 6.12.1 建設工事に伴う副産物

#### (1) 予測及び評価の結果

##### 1) 工事の実施

##### ① 造成等の施工による一時的な影響

###### A) 予測

###### a) 予測地域

対象事業実施区域とした。

###### b) 予測対象時期

工事期間中とした。

###### c) 予測手法

建設工事に伴う副産物である建設発生土の発生量、場内利用量及び残土量を工事計画に基づき算出した。

###### d) 予測の結果

工事の実施に伴い発生する建設発生土量、場内利用土量及び残土量を表 6.12.1 に示す。土工事により発生する土量は約 4.5 万 m<sup>3</sup> であり、この内、約 3.8 万 m<sup>3</sup> (発生量の 85%) を埋戻しにより場内利用し、杭工事の際に発生する、水分やセメントを含む残土約 0.7 万 m<sup>3</sup> (発生量の 15%) については、場内で再利用できないため、産業廃棄物処理業者に委託し、場外にて再生利用する計画である。

表 6.12.1 工事に伴う建設発生土の量

(単位：万 m<sup>3</sup>)

工事の種類	発生土量	場内利用土量			残土量
		埋戻し	盛土量	計	
土工事	4.5 (100%)	3.8	0	3.8 (85%)	0.7 (15%)

注1：表中の数値は概数である。

注2：( )は発生土量に対する割合を示す。

## B) 評価の結果

### a) 環境影響の回避・低減に係る評価

工事の実施に伴う副産物の発生による環境影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・掘削範囲を必要最小限とすることで、掘削土の発生を低減する。
- ・工事に伴い発生する掘削土は、できる限り有効利用する。
- ・水分やセメントを含んだ残土は、場内で有効利用できないので、産業廃棄物として場外に持ち出し、産業廃棄物処理業者に委託し、分級、脱水の後、再生埋戻材、流動化処理土材料、セメント原料などにできる限り再生利用する。

これらの環境保全措置を講じることにより、工事の実施に伴う発生土量約 4.5 万 m<sup>3</sup>のうち、85%に当たる約 3.8 万 m<sup>3</sup>を埋戻しに有効利用するとともに、杭工事の際に発生する、場内で有効利用できない残土約 0.7 万 m<sup>3</sup>についても、再生埋戻材、流動化処理土材料、セメント原料などに再生利用する計画である。以上のことから、工事の実施に伴う副産物に係る環境影響は実行可能な範囲内で低減されていると評価する。

## 6.12.2 廃棄物

### (1) 予測及び評価の結果

#### 1) 施設の供用

##### ① 施設の稼働

#### A) 予測

##### a) 予測地域

対象事業実施区域とした。

##### b) 予測対象時期

発電所の運転が定常となる時期とした。

##### c) 予測手法

発電所の運転に伴い発生する産業廃棄物等の種類ごとの発生量、有効利用量及び処分量は、工事計画及び講じようとする環境保全措置を踏まえて検討し、予測した。

##### d) 予測の結果

発電所の運転に伴い発生する産業廃棄物等の発生量、有効利用量及び処分量は、表 6.12.2 のとおりである。これらの産業廃棄物のうち、燃え殻及びばいじんについては、専用のアッシュタンクにて密閉して保管する。また、混合廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和 46 年、厚生省令第 35 号）第 8 条の「産業廃棄物保管基準」に基づき適正に保管することとし、囲いのあるコンテナ等で保管する。

表 6.12.2 発電所の運転に伴う産業廃棄物等の種類及び量

種類	単位	発生量	有効利用量	有効利用方法
燃え殻・ばいじん	t/年	約 15,000	約 10,000	セメント原料、路盤材等
混合廃棄物	t/年	約 20	0	最終処分
計	-	約 15,020	約 10,000	-

注1：表中の数値は概数である。

注2：有効利用先はすべて外部であり、本発電所内で有効利用するものはない。

## B) 評価の結果

### a) 環境影響の回避・低減に係る評価

発電所の運転に伴い発生する産業廃棄物等の処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、事前に処理計画を策定の上適正に処理することとし、産業廃棄物等の発生による環境影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・燃え殻及びばいじんについては、廃棄物処理業者に委託し、セメント原料または路盤材等として、できる限り再利用する計画である。
- ・燃え殻及びばいじんについては、長期保管を行わず、排出から速やかに廃棄物処理事業者に引き渡す計画とする。
- ・混合廃棄物については、専門の処理業者に委託して適正に処理する。

これらの環境保全措置を講じることにより、発電所の運転に伴い発生する産業廃棄物等の年間発生量は約 15,020t/年と予測され、そのうち約 10,000 t を有効利用するとともに、処分が必要な約 5,020t/年については、事業実施段階において更なる有効利用を検討し最終処分量の低減に努め、有効利用できない産業廃棄物等については法令に基づき適正に処理する。

以上のことから、施設の稼働に伴う廃棄物の発生に係る環境影響は実行可能な範囲内で低減されていると評価する。